Vol.2020-DPS-184 No.20
Vol.2020-EIP-89 No.20
2020/9/11

Schrems II 決定（CJEU Case C-311/18）後のドイツ関係機関の対応についての概観

寺田麻佑[13] 板倉陽一郎[23]

Schrems II 決定（CJEU Case C-311/18）は，EU-US プライバシーシールドについての十分性認定を無効にするという重大な内容を含んでおり，欧米間のデータ移転に大きな影響を与えることは明らかである．本発表では，欧州の中でも特に厳格なデータ保護法の運用がなされているドイツにおいて，同決定後，関係機関がどのように対応しているかを概観するものである．

Overview of the Response of German Institutions after the Schrems II Decision (CJEU Case C - 311/18)

MAYU TERADA[13] YOICHIRO ITAKURA[23]

The Schrems II decision (CJEU Case C - 311/18) contains important content to nullify the adequacy decision on the EU-US privacy shield, which clearly has a significant impact on data transfer between the United States and Europe. This paper provides an overview of how the relevant organizations have responded to the decision in Germany, where the data protection laws are particularly strict in Europe.

1. 問題意識

欧州司法裁判所（CJEU）は，2020 年 7 月 16 日に Schrems II 決定（CJEU Case C-311/18）を出し，EU と米国の間における個人データの移転に関するプライバシー・シールド決定[1]を無効とした[2]. この Schrems II 決定（CJEU Case C-311/18）は，すなわち，EU-US プライバシーシールドについての十分性認定を無効にするという重大な内容を含んでおり，EU と米国の間のデータの移転にただちに大きな影響を与える重要な決定であると同時に，あらたな再交渉が EU と米国の間で必要となったという状況も意味している．本発表は，欧州の中でも特に厳格なデータ保護法の運用がなされているドイツにおいて，同決定後，関係機関がどのように対応しているかを概観するものである．

そこで，本稿においては，ドイツの各関係機関がどのような声明等をだしているかなどをみることによって，どのような対応をとろうとしているのかについてみることとする．

具体的には，Schrems Ⅱ決定の概観をみたのち，各関係諸機関の対応について，ドイツを中心に，可能な範囲で EU の機関についてもみることとする．

1 弁護士・ひかり総合法律事務所
Attorney at Law, Hikari Sogoh Law Offices
2 国際基督教大学教養学部上級准教授
Senior Associate Professor of Law, College of Liberal Arts, International Christian University
3 理化学研究所革新知能統合研究センター（AIP）
RIKEN AIP

2. Schrems II 決定（CJEU Case C-311/18）

今般の Schrems II 決定（CJEU Case C-311/18）は，いわゆる標準契約条項[3]は無効とせず，有効なままとしている．すなわち，標準契約条項を利用した形でのビジネス，たとえば欧州市民がアメリカのホテルなどを予約することなどは今後も問題なく行われることとなる．もっとも，EU から米国への個人データの移転に関するプライバシーシールドが無効とされたことで，原則として EU を含む欧州経済領域（EEA）から第三国への個人データの移転を違法とし，十分性認定が認められていない場合には適切な保護措置に基づく場合に限り適法とする GDPR の定める原則に戻るということになる[4].

SchremsⅡ決定は, EU に在住している Facebook ユーザーが，アイルランドに拠点を有する Facebook の EU 法人から米国に個人データが移転されることについて，米国国内法に基づいて安全保障上の措置などの理由によってデータが監視されるリスクなどもあることなどから，米国においては個人データが十分に保護されないとして，違法であるとして争っていたケースに基づくものである．

CJEU は，個人データの第三国への移転について，第三国への移転後についても GDPR の適用を受けることを確認した. また, 適切な保護措置によって移転した後も GDPR によって保証される保護と同程度の保護の提供が必要であるとした．そして，標準契約条項については，GDPR が求める個人データ保護を確保する実効的な制度が含まれるため標準契約条項に関する決定は有効であるとした. しかし,

ⓒ 2020 Information Processing Society of Japan

プライバシー・シールドに関する決定は，その前提となる米国法に基づく個人データの保護のレベルが，GDPR 上保証されている個人データの保護と実質的に同等のレベルということはできないとして無効としたものである．

3. SchremsⅡ決定に対する反応

ECJ の SchremsⅡ決定については，多くの当局が声明を出しており，中立的に見えるものと，明らかに ECJ の決定を歓迎しているものとに分かれている．以下，いくつかを見ることとする．

4. ドイツ連邦共和国データ保護機関（BfDI）の反応—中立的

BfDI は，ドイツのデータ保護機関であり，データ保護・自由監察官（BfDI）によって代表されている．日本の個人情報保護委員会も定期的にデータの越境移転の問題などを議論するために訪問している重要な機関[5]であり，データ保護・情報監察官が存在している．

BfDI は，以下のような声明を発表している．

「ECJ のシュレム II 判断に関するプレスリリース[6]
2020 年 7 月 16 日，ボン

…データの国際的な転送に関する今日の欧州司法裁判所 (ECJ) の決定は, データ主体の権利を強化するものであり，ECJ は，国際的なデータトラフィックがまだ可能であることを明確にしている．しかし，欧州市民の基本的権利は尊重されなければならない．米国とのデータ交換には特別な保護措置が必要であり，企業や当局は，ECJ が無効と宣言したプライバシー・シールドに基づいてデータを送信することはできない．もちろん，私たちはその転換について集中的なアドバイスをするつもりである．

ECJ は, データ保護監督機関の役割を確認し, 強化した．個々のデータ処理オペレーションごとに ECJ の高い要件が満たされているかどうかをチェックすることができる必要がある．これはまた，条件が満たされない場合にデータの交換を禁止することを意味するものである．企業も，当局も，規制当局も，この判断を実際に適用するという複雑な作業を抱えている．我々は，特に関連する場合には，迅速な実施を推進する．

ECJ の決定は，欧州連合 (EU) との国際交通の枠組みをより明確にするものである．その際，企業や当局が遵守・監督しなければならない標準的な契約条項など，具体的な保障措置に高い要件を課している．BFDI は，この判断全体が公表され，欧州データ保護委員会での議論が行われた後に，さらなる意見を発表する．これは特に，欧州委員会による標準的な契約条項の見直しと，欧州の人々の基本的権利が米国国民の基本的権利と同等であることを米国が確保する必要性に焦点を当てる.」

かかる連邦データ保護および情報自由委員会 (BfDI)の声明は，この決定がただちに甚大な悪影響を及ぼすというような形でのものではなく，とくに問題はないということを前提としたもののように見える．

すなわち，国際的なデータの移転は可能であることを標準契約条項を有効とすることで明確にあらわし，同時に，欧州市民の基本的権利の尊重について判決したものであるということを示している.「米国とのデータ交換には特別な保護措置が必要であり，企業や当局は，ECJ が無効と宣言したプライバシー・シールドに基づいてデータを送信することはできない．もちろん，私たちはその転換について集中的なアドバイスをするつもりである」という声明からは，今後必要となる必要な保護措置についての具体案が既に動いているようにも見受けられる．

5. ベルリンデータ保護･情報自由委員会による声明

ベルリンのデータ保護・自由委員会（Die Berliner Beauftragte für Datenschutz und Informationsfreiheit）は[7]，明らかに決定を歓迎している．

ベルリンデータ保護・情報自由委員会 (the Berlin Data Protection and Freedom of Information Commissioner) は，米国に保管されている個人データを欧州に転送するよう，ベルリンのデータ処理機関が実際に直接求めていることを歓迎している．

すなわち，「ECJ は 2020 年 7 月 16 日木曜日，「シュレム II」 判決 (C-311/18) の中で，米国当局は欧州市民のデータをあまりにも広範に入手していると決定した．その結果，法的状況の変化がない限り，これまでのように個人データを米国に転送することは通常できません．例外は，法律で規定されている特別な場合，例えば，アメリカのホテルを予約する場合に特にある．・・・いわゆる標準契約条項 ・・・は，一定の条件の下で原則として ECJ に認められる．しかし，この文脈では，欧州のデータ輸出者も第三国のデータ輸入者も，データの初回送信前に，第三国において欧州法で認められている範囲を超えるデータへの国家アクセスがあるか否かをチェックする義務があることを強調している(IP/04/1137 を参照)．(判決文 134, 142) ．このようなアクセス権が存在する場合，標準的な契約条項ではデータのエクスポートを正当化できません．第三国にすでに移転されたデータは回収しなければならない．これまで広く認められてきたことに反して，標準的な契約条項を締結

するだけでは，データのエクスポートを許可するには不十分である・・・．したがって，ベルリンにおいて・・・は，ECJ の裁定に従うよう，その権限の下にあるすべての責任者に要求する．特にクラウドサービスを利用する際に，個人データを米国に転送する回答者は，欧州連合または十分なレベルのデータ保護がある国のサービスプロバイダーに直ちに切り替えることが求められるようになった.」[8]

6. ハンブルグのデータ保護監察官による所見

ハンブルグのデータ保護監察官（Hamburg Data Protection and Freedom of Information Commissioner）も，かなり判決を歓迎している姿勢をとっている．

「ECJ の見解では，プライバシー・シールドの「このような継続」はあり得ないという事実は歓迎されるべきである．2015 年に無効となったセーフハーバー協定をわずかな改善で再表示しても，米国政府の考え方に変化はない．このような背景から, ECJ が標準契約条項 (SCC) を適切な制度として維持しようとした決定には一貫性がない．プライバシー・シールドの無効が，主に米国における諜報活動の拡散によるものである場合，標準契約条項についても同様に適用されなければならない．データの輸出者と輸入者の間の契約は，データ主体を国のアクセスから保護するためにも同様に不適切である．データ輸出企業が行動を起こす可能性は，セーフハーバー協定が無効であると宣言された 5 年前と同じである．拘束力のある企業規則や個別契約に加えて，第三国への移転の基礎として利用できるのは主に SCC である．しかし同時に, 今回は不確実性が増しており，ECJ は欧州の監督当局にボールを投げている．それは，標準的な契約条項に基づいてデータの移転を停止または禁止するそれぞれの責任を強調する．行政アクセスの均衡性と効果的な法的保護の保証は，輸出者が要請に応じて現地のデータ保護当局に示さなければならない.」

7. スイス連邦 EDÖB

スイスは GDPR の適用地域ではなく，スイスは，スイス連邦における連邦データ保護法（FADP）を改正したうえで，GDPR の内容を踏まえた連邦データ保護法を用いている点に特徴がある．

スイスにおける連邦データ保護機関[9]は以下のような声明を公表している[10].

「欧州標準契約条項と EU-US Privacy Shield に関する欧州裁判所 (ECJ) の判決について

2020 年 7 月 16 日-Case C-311/18 Data Protection Commissioner v.Facebook Ireland Ltd および Maximilian Schrems の 2020 年 7 月 16 日の判決において，裁判所は，EU-US Privacy Shield によって提供される保護の適切性に関する決定 2016/1250 を無効と宣言しました．しかしながら，第三国に設立された処理者への個人データの移転に関する標準的な契約条項に関する委員会決定 2010/87 は，引き続き適用される．

EDÖB は，ECJ の決定を把握している．この判断は，スイスに直接適用することはできない．EDÖB は，判決を詳細に検討し，適宜意見を述べる.」

8. EDPB

EDPB も，CJEU の判断を歓迎している．

「EDPB は, CJEU の判断を歓迎する [...] . CJEU の決定は非常に重要だ. [...] . プライバシー・シールドについては，EDPB は，EU 及び米国が，米国における個人データの保護水準が EU において保証されている水準と実質的に同等であることを保証する完全かつ実効的な枠組みを，判決に沿って達成すべきであると指摘している．[...] SCC は有効であるが，CJEU は，SCC が EU 憲章に照らして GDPR が保証する水準と実質的に同等の水準の保護を実際に維持することを確保する必要性を強調する．データが送付された国が適切な保護を提供しているかどうかの評価は，SCC への加盟を検討する際に，主に輸出者と輸入者の責任である．輸出者(必要な場合には，輸入者の援助を得て)は，かかる事前評価を実施する際に，輸入者の国において適用される法制度とともに，SCC の内容，移転の具体的な状況を考慮しなければならない．[...] . この評価の結果，輸入者の国が本質的に同等の保護レベルを提供していない場合，輸出者は，SCC に含まれるものに対して追加的な措置を講じることを検討しなければならないかもしれない．EDPB は，これらの追加的な措置が何から構成され得るかについて更に検討している.」

9. まとめ

ドイツにおいては，現在のところ，すでにかかる判決が予期されていたこともあり，多くの歓迎する声明が出されている．今後，プライバシーシールドが新たに別の形で締結されることとなるのかは不明であるが，今回の判決が少なくとも，多くの機関によって歓迎されていることはみてとれる．

ⓒ 2020 Information Processing Society of Japan

参考文献

[1] Urteil des Gerichtshofs vom 6. Oktober 2015, Schrems, C-362/14 (vgl. auch Pressemitteilung Nr. 117/15).

[2] ECLI:EU:C:2020:559 JUDGMENT OF THE COURT (Grand Chamber) 16 July 2020
(Reference for a preliminary ruling — Protection of individuals with regard to the processing of personal data — Charter of Fundamental Rights of the European Union — Articles 7, 8 and 47 — Regulation (EU) 2016/679 — Article 2(2) — Scope — Transfers of personal data to third countries for commercial purposes — Article 45 — Commission adequacy decision — Article 46 — Transfers subject to appropriate safeguards — Article 58 — Powers of the supervisory authorities — Processing of the data transferred by the public authorities of a third country for national security purposes — Assessment of the adequacy of the level of protection in the third country — Decision 2010/87/EU — Protective standard clauses on the transfer of personal data to third countries — Suitable safeguards provided by the data controller — Validity — Implementing Decision (EU) 2016/1250 — Adequacy of the protection provided by the EU-US Privacy Shield — Validity — Complaint by a natural person whose data was transferred from the European Union to the United States)
In Case C-311/18,
REQUEST for a preliminary ruling under Article 267 TFEU from the High Court (Ireland), made by decision of 4 May 2018, received at the Court on 9 May 2018, in the proceedings.
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:62018CJ0311（2020 年 8 月 19 日最終閲覧，以下同じ）

[3] 2010/87/: Commission Decision of 5 February 2010 on standard contractual clauses for the transfer of personal data to processors established in third countries under Directive 95/46/EC of the European Parliament and of the Council,
OJ L 39, 12.2.2010, p. 5–18.
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/en/TXT/?uri=CELEX%3A32010D0087

[4] https://curia.europa.eu/jcms/upload/docs/application/pdf/2020-07/cp200091de.pdf

[5] https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/20200214g1/

[6] BfDI zum Schrems II-Urteil des EuGH, Bonn, 16. Juli 2020https://www.bfdi.bund.de/DE/Infothek/Pressemitteilungen/2020/17_Schrems-II-Urteil.html

[7] https://www.datenschutz-berlin.de/fileadmin/user_upload/pdf/pressemitteilungen/2020/20200717-PM-Nach_SchremsII_Digitale_Eigenstaendigkeit.pdf

[8] https://www.datenschutz-berlin.de/fileadmin/user_upload/pdf/pressemitteilungen/2020/20200717-PM-Nach_SchremsII_Digitale_Eigenstaendigkeit.pdf

[9] https://www.edoeb.admin.ch/edoeb/de/home/aktuell/aktuell_news.html#-957701845

[10] https://www.edoeb.admin.ch/edoeb/de/home/aktuell/aktuell_news.html#-957701845

ⓒ 2020 Information Processing Society of Japan